

学 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本校は、鹿児島レディスカレッジと称する。

(目 的)

第2条 本校は、教育基本法、学校教育法、美容師法の定めるところに従い日章学園の建学の精神「道義・実利・勤労」に則り、豊かな知性と国際的感覚および美的感覚を培うとともに、幅広い教養並びに美容関連等の諸業務従事者としての専門的な知識・技術を習得させ、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(所在地)

第3条 本校は、鹿児島市加治屋町12番9号に置く。

第2章 課程・学科・修業年限及び定員

(課程・学科・修業年限・定員・学級数)

第4条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程	学科	昼・夜間等の別	修業年限	入学定員	1学年の学級数
文化・教養 専門課程	キャリア養成学科	2年コース	昼間	20名	1
		1年コース	昼間	20名	1
衛生専門 課程	ヘアアート学科	昼間	2か年	40名	1

2 別科の課程・学科・修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	1学年の学級数
通信課程	ヘアアート学科	3か年	40名	1

第3章 学年・学期及び休業日

(学年及び入学期)

第5条 本校の学年及び入学期は次のとおりとする。

課程	学科	学年	入学期	
文化・教養 専門課程	キャリア養成学科	2年コース	4月1日から3月31日まで	4月1日
		1年コース		
衛生専門 課程	ヘアアート学科	4月1日から3月31日まで	4月1日	

2 別科の、学年及び入学期は次のとおりとする。

課程	学科	学年	入学期
通信課程	ヘアアート学科	4月1日から3月31日まで	4月1日

(学 期)

第6条 本校の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

ただし、ヘアアート学科通信課程は4月1日から3月31日までの一学期制とする。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律に規定する日

(2)創立記念日 5月 6日

- (3)日曜日及び土曜日
- (4)春季休業日 4月 1日～ 4月 7日
- (5)夏季休業日 7月26日～ 8月31日
- (6)冬季休業日 12月26日～ 1月 6日
- (7)学年末休業日 3月21日～ 3月31日

2 学校長は、必要に応じて前項の休業日を変更できる。

第4章 入学・退学・休学・復学・転学・除籍

(入学資格)

第8条1 本校に入学できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)高等学校を卒業した者。
- (2)前号に準ずる学校を卒業した者。
- (3)文部科学大臣の定めるところにより、前号に準ずる学力を有すると認められた者。

2 別科に入学できる者は、中学を卒業した者とする。

(出願手続)

第9条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他の書類に第21条に定める入学検定料を添えて、願い出なければならない。

(入学許可)

第10条 学校長は、前条の手続きを終了した者に対して、入学試験を行い、その結果に基づいて入学を許可する。

(入学手続)

第11条 入学の許可を受けた者は、保証人連署による誓約書その他の書類に第21条に定める入学金を添えて、指定期日までに学校長に提出しなければならない。

(休学・退学・復学)

第12条 学生が休学・退学及び復学しようとするときは、その事由を明らかにし、必要書類を添え、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入及び転学)

第13条1 他の専門学校から本校に転入学を希望する者は、必要書類を添え、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数は、学校長が決定する。

3 本校から他の専門学校に転学を希望する者は、必要書類を添え、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 学校長は、次の各号に該当する者を除籍することができる。

- (1)死亡の届け出があった者
- (2)行方不明の届け出があった者

第5章 教育課程・単位認定及び卒業

第5章 教育課程・単位認定及び卒業

(教育課程)

第15条 本科の教育課程は、学校教育法、専修学校設置基準、美容師養成施設指定規則に則り、別に定める授業科目及び単位数により編成するものとする。

なお、美容師養成施設指定規則によりヘアアート学科の教科課目及び単位数は別表第1による。

(単位の計算方法)

第16条 前条の単位数は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30授業時間から45授業時間までの範囲で1単位とする。ヘアースタイル学科通信課程においては、面接授業5時間以上を基準として1単位とする。

(単位の認定)

第17条 第15条に定める授業科目を履修し、成績審査に合格した者には所定の単位を認定する。

- (1)成績審査は期末試験及び日常の学習態度による平常点に基づいて行う。
- (2)本校の入学前に他の大学、専門学校等で取得した単位は、本校の授業科目を履修したものとみなすことができる。ただし、卒業の基準となる単位数の2分の1を超えない範囲とする。

(成績の評価)

第18条 成績審査の評価及び課程修了の認定は、次による。

- (1)学則で定める必要な単位数(時間数)を履修すること。
- (2)各科目の授業時間の3分の2以上の出席がなければならない。
(ヘアースタイル学科における実習を伴う教科科目は5分の4以上の出席がなければならない。)
- (3)各科目の評価は、100点満点の6割以上を合格の基準とする。
- (4)ヘアースタイル学科通信課程においては、社団法人日本理美容教育センターへの各教科報告課題が全て提出され、且つ、報告課題の添削結果を総合的に勘案した結果、本校にて単位を取得したと判定する。

(卒業)

第19条 前各条の規定により、本校所定の課程を修了したと認められた者には、学校長はその卒業を認め、卒業証書(別記第1号様式)を授与する。

第6章 職員の組織及びその任務

(職員)

第20条1 本校には次に掲げる教職員及びその他の必要な職員を置く。

学校長、専任講師、非常勤講師、事務職員

2 前項に掲げる教職員の任務は次のとおりとする。

- (1)学校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
- (2)専任講師は、学生の指導に当たるとともに、学校長の指示に従い分掌事務を掌握する。
- (3)非常勤講師は、専任講師を助け学生の指導に当たる。
- (4)事務職員は、学校長の指示に従い、庶務会計の事務に従事する。

第7章 授業料・入学金・入学検定料及び納付金

(授業料・入学金・入学検定料及び納付金)

第21条 本校の授業料・入学金・入学検定料及び納付金は、次のとおりとする。

(1)授業料

キャリア養成学科			ヘアースタイル学科	
2年コース		1年コース		
1年	2年	1年	1年	2年
590,000円	590,000円	590,000円	590,000円	590,000円

(2)入学金

キャリア養成学科	ヘアースタイル学科
130,000円	60,000円

(3)入学検定料

キャリア養成学科	ヘアースタイル学科
20,000円	20,000円

(4)納付金その他【キャリア養成学科】

施設費		
2年コース		1年コース
1年	2年	1年
20,000円	20,000円	20,000円

(5) 納付金その他【ヘアアート学科】

施設費		実習費	
1年	2年	1年	2年
140,000円	140,000円	105,000円	105,000円

2 別科の授業料・入学金及び入学検定料は、次のとおりとする。

(1)授業料

ヘアアート学科（通信課程）		
1年	2年	3年
106,400円	106,400円	106,400円

(2)入学金

ヘアアート学科（通信課程）	50,000円
---------------	---------

(3)入学検定料

ヘアアート学科（通信課程）	20,000円
---------------	---------

(4)納付金その他【ヘアアート学科（通信課程）】

施設費（年）	実習費（年）	通信連絡費（年）
6,000円	20,000円	18,000円

（納入及び納入の特例）

第22条 前条の納入金は、出欠の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

第23条 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、納入の義務を免除することがある。

（納付金の還付）

第24条 すでに納入した授業料・施設費・教育充実費及び実習費は原則として返還しない。

ただし、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については入学金及び入学検定料を除き、授業料・施設費・教育充実費及び実習費は返還する。

第8章 保証人

（保証人）

第25条1 本校に入学する者は、その生活と教育に関して、保護者とともに一切の責任を負うことができる保証人を選任し、届け出なければならない。

2 保証人は、原則として鹿児島市内または近郊市町村に居住し、独立の生計を営む成人者でなければならない。

3 保証人が転籍・転居または氏名を変更したとき、その他一身上に変動があったときは、すみやかに届け出、あらためて保証人を定めなければならない。

4 学校長は保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

第9章 賞 罰

（表彰）

第26条 学力優秀・品行方正で他の学生の模範とするに足る者は、これを表彰する。

（懲戒）

第27条 本校の学則を守らず素行不良の者、又は正当の理由がなく欠席の多い者、及び授業料の納付を怠った者に対して、学校長は退学を命ずることができる。

第10章 その他

(通信課程養成地域)

第28条 ヘアーアート学科通信課程の養成地域は、鹿児島全域とする。

(通信課程添削授業)

第29条1 ヘアーアート学科通信課程の通信授業、添削授業については、その一部を次の機関に委託する。

2 委託機関

所在地：東京都渋谷区代々木3-46-18

名称：公益社団法人日本理容美容教育センター

3 委託業務

学生への教材の配布

報告課題の添削、採点

4 この場合において、本校と委託機関は学生の学習に支障のないよう相互に連携を図るものとする。

附 則

この学則の施行について必要な事項は学校長が定める。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から実施する。

平成11年4月1日から実施する。

平成12年4月1日から実施する。

平成14年4月1日から実施する。

平成16年4月1日から実施する。

平成17年4月1日から実施する。

平成18年4月1日から実施する。

平成19年4月1日から実施する。

平成20年4月1日から実施する。

平成21年4月1日から実施する。

平成22年4月1日から実施する。

平成23年4月1日から実施する。

平成24年4月1日から実施する。

平成25年4月1日から実施する。

平成26年4月1日から実施する。

平成27年4月1日から実施する。

平成28年4月1日から実施する。

平成29年4月1日から実施する。

平成30年4月1日から実施する。

令和3年4月1日から実施する。

別表第1

【昼間課程】

(1単位：30時間)

課 目		1年	2年	履修すべき 単位数
必 修 課 目	関係法規・制度	1		1 単位以上
	衛生管理	2	1	3 単位以上
	保健	2	1	3 単位以上
	化粧品化学	2		2 単位以上
	文化論	1	1	2 単位以上
	美容技術理論	2	3	5 単位以上
	運営管理	1		1 単位以上
	美容実習	10	20	30 単位以上
小 計		21	26	47 単位以上
選 択 必 修 課 目	メイク	2		2 単位以上
	美容総合技術	7	8	15 単位以上
	ネイル実習	3		3 単位以上
小 計		12	8	20 単位以上
合 計		33	34	67 単位以上

【通信課程】

(1単位：5時間)

課 目		1年	2年	3年	履修すべき 単位数
必 修 課 目	関係法規・制度	2			2 単位以上
	衛生管理	6			6 単位以上
	保健		5		5 単位以上
	化粧品化学		6		6 単位以上
	文化論	2			2 単位以上
	美容技術理論	5			5 単位以上
	運営管理		2		2 単位以上
	美容実習	2 7	2 7	3 6	90 単位以上
小 計		4 2	4 0	3 6	118 単位以上
選択必修課目	着付・メイク		2		2 単位以上
小 計			2		2 単位以上
合 計		4 2	4 2	3 6	120 単位以上

【通信課程】

課 目		添削指導の回数
必 修 課 目	関係法規・制度	3 回以上
	衛生管理	4 回以上
	保健	3 回以上
	化粧品化学	2 回以上
	文化論	2 回以上
	美容技術理論	8 回以上
	運営管理	3 回以上
	美容実習	6 回以上
合 計		31 回以上

